

当事務所の年内業務は12/27(木)まで、仕事始めは1/7(月)です。本年中のご愛顧に心から感謝致します。厳しい世情ですが、来年が皆様にとって良いお年でありますように！



「社長が急死したので建設会社を継続するか検討していたが結局廃業する事になった。会社を閉じる書類を頼む」との相談をA社から受けました。通常は株主総会を開き会社解散の特別決議と清算人の選任→債権者個々に通知し官報にも公告を掲載→債権の取立て・債務の支払い→残余財産の確定と株主への分配→清算終了…といった流れで会社を閉じます。ところがA社の場合、2人

の相続人が相続放棄を希望し会社の株式の殆どを持っていた社長の持ち株の相続人がいない=株主がいない、つまり株主総会が開催できない状況になったのです。相続放棄の手続きは死亡を知ってから3カ月以内に家裁にしなければなりません。が、手続きが済むと後は家裁に相続財産管理人の選任を申し立て(予納金が100万円程かかる事も)その人が債権債務の整理や財産分与の手続きをし残余財産は国庫に帰属…で会社は閉じる事になります。

あれ?株主がいない… **相続放棄** で会社はどうなる?



「31歳の娘は5年前の6～7月、都議選と参院選に(NHKの)記者として土曜も日曜もなく深夜1:30まで仕事をし朝は6:30には出勤…という過酷な勤務が続く中、連絡がつかず心配した婚約者がマツヨリを訪ねた所、手に携帯電話を握って死んでいた…この事実を会社(NHK)は4年間ひた隠し昨年9月にやっと謝罪。しかし違法な勤務は認めない…(一橋)大学在学中から放送記者に憧れ努力した娘は過労死しました…半身不随でもいい、植物人間でもいい…

炎天下の選挙報道 **女性記者** の過労死に母、涙の訴え

でも一番の親孝行者が一番の不孝者になりました。13年間のブライダル駐在を終えた夫と共に帰国し死後4日目の遺体に対面…それから毎日娘の後を追う事しか考えられなかった…」と東京の佐戸恵美子さんは涙をこらえながら聴衆150名の前で話しました。11/2の厚労省主催“過労死等防止対策推進ソサエティ”大分会場での事です。労務管理の大切さを考えさせられました。 [[()内は当方で記載]



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。  
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379